

茨剣連第63号
令和3年6月7日

各位

一般財団法人 茨城県剣道連盟
会長 小倉 培夫
〔公印省略〕

剣道錬士称号審査会について（通知）

標記の件について、別添要項により実施されます。

受審を希望される方は、所定の申込書（茨剣連提出）及び申請書（全剣連提出）に所要事項を記入の上、審査料等は同封の郵便振替用紙により、下記の申込方法に従い茨城県剣道連盟事務局へ送付してください。

記

1 審査料等

(1) 剑道錬士審査料	17,900円
(2) 令和3年度会員登録料 [未納者のみ該当] (有効期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日)	5,000円

注：申込受付後は返金いたしません。

2 申込

(1) 申込方法

同封の郵便振替用紙にて振込むか又はゆうちょ銀行口座名「一般財団法人茨城県剣道連盟 00150-5-612700」に振込み願います。なお、申込書（茨剣連提出）、申請書（全剣連提出）、郵便振替用紙の写し及び小論文（封印した別封筒による）を茨城県剣道連盟事務局へ送付願います。

住所 〒310-0903 水戸市堀町 1161-13

Tel 029-251-8811 FAX 029-255-6228

(2) 申込締切

令和3年9月24日（金）[締切後は受け付けいたしませんので注意願います]

3 その他

剣道称号受審を希望する者は、8月21日（土）に開催する「剣道称号受審者講習会」（県武道館剣道場）を受講願います。

剣道称号「鍊士」審査会要項

全日本剣道連盟

1. 申込対象者

- (1) 剣道六段受有者で、受有後 1 年以上を経過（令和 2 年 11 月 30 日以前に取得）した者。
- (2) 剣道五段受有者で、受有後 10 年以上を経過（平成 23 年 11 月 30 日以前に取得）し、かつ、年齢 60 歳以上の者（称号・段級位審査規則第 11 条 2 項による特例）

2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の鍊士受審申請書に小論文を添え、都道府県剣連に提出する。

3. 年齢基準は審査当日（11 月 23 日）とする。

4. 都道府県剣連の推薦

- (1) 申込者が提出した、鍊士受審申請書と小論文を受理する。

小論文の内容

- ①課題 平成 19 年 3 月 14 日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それをふまえたうえでのあなたの剣道修行について述べなさい。
- ②字数 400 字以上 800 字以内。
- ③用紙 400 字詰め原稿用紙（市販の B4 縦書き）用紙 1 ~ 4 行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、5 行目 2 段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。2 枚の原稿用紙は右上ホッチキスで止めること。（梵例参照）
- ④提出 封筒長 3（長さが 23.5 cm・幅が 12 cm）の表に「剣道称号鍊士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したもの。

- (2) 都道府県剣連会長は、申込者が規則第 10 条第 1 号の付与基準に該当し、かつ、実施要領の「鍊士を受審しようとする者の備えるべき要件」(①~③) を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。なお、規則第 11 条第 2 項の特例による推薦は特に厳選のこと。
- (3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて全剣連に送付する。

5. 申込締切

令和 3 年 9 月 24 日（金）

6. 申込先

〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-3-14 靖国九段南ビル 2 階
全日本剣道連盟 電話 03-3234-6271 FAX 03-3234-6007

7. 審査の方法

(1)小論文の審査

課題に対して適切な内容でまとめられているか、剣道に対する受け止め方と文章の表現能力等について審査を行う。

(2)審査会による審査

小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

7. 審査会期日 令和3年11月23日(火)

8・審査料

各都道府県剣連は、推薦と同時に全剣連審査料（含む消費税）を下記口座いづれかに一括して振込むこと。

(1)郵便振替番号 00120-6-57069

—————加入者 全日本剣道連盟

(2)三井住友銀行 本店営業部 普通預金 NO.3042990

—————口座名 全日本剣道連盟

9. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を合格者の登録都道府県剣連に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」令和4年1月号および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

10. 個人情報保護法への対応

※以下を申込者に周知して下さい。

申込書に記載される個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は、全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が実施する本審査会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、剣道の普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

鍊土小論文 原稿用紙記載での留意事項

- ① 市販 B4 縦書き四〇〇字詰め原稿用紙使用
 - ② 一、四行目表題と登録都道府県・氏名記入
 - ③ 五行目二段目よりお書きください。
 - ④ 二枚の原稿用紙 右上ホツチキスで止める
 - ⑤ 手書きによる自筆
鉛筆またはシャープペンシル書きは不可
 - ⑥ 左の凡例を参照してください。

平成十九年三月十四日 制定の「一劍道」をふまえた太なさい。郎いえ。
心構えの書きはじめの行〇道修業に、日空けでく道述べださ。
その要點を記し、その業にそりを述べた太なさい。
三月十四日、県に空けでく道述べださ。
その業にそりを述べた太なさい。